（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七〇
特殊法人等
工事完了（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分・効力停止関係　九六
地方公共団体
行旅死亡人、法人解散命令処分関係　九八
会社その他
会社決算公告　一〇〇

省　令

○国土交通省令第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表二(九)の項中

外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	
防火区画の位置及び面積	

を

外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	

に改め、同表(八十)の項中「及び附則第五項」を削り、同条第一項の表三中

国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項
構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項

を

構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項

に改め、同表中「構造計算計算書」を「構造計算書」に改め、同条第四項の表一(五)の項中

電気設備の構造詳細図	受電設備の電気配線の状況
	常用の電源及び予備電源の種類及び構造
	予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況
	予備電源の容量及びその算出方法
	ガス漏れを検知し、警報する設備（以下「ガス漏れ警報設備」という。）に係る電気配線の構造

を